

第5次北中城村地域福祉計画

<地域福祉計画・地域福祉活動計画>

【令和5年度 ▶▶▶ 令和10年度】

概要版



令和5年5月

北中城村

北中城村社会福祉協議会

地域福祉計画とは

地域福祉を推進することを目的に、北中城村が策定する行政計画で、子どもから高齢者、障がい者など、誰もが安心して自立した日常生活を過ごすことができる地域社会の実現を目指すものです。村民・行政・社会福祉協議会・事業者・ボランティアなど、地域福祉に関わるすべての人が一体となり、地域社会を支える福祉サービスをつくり上げていくための取り組みや仕組みづくりを示した計画です。

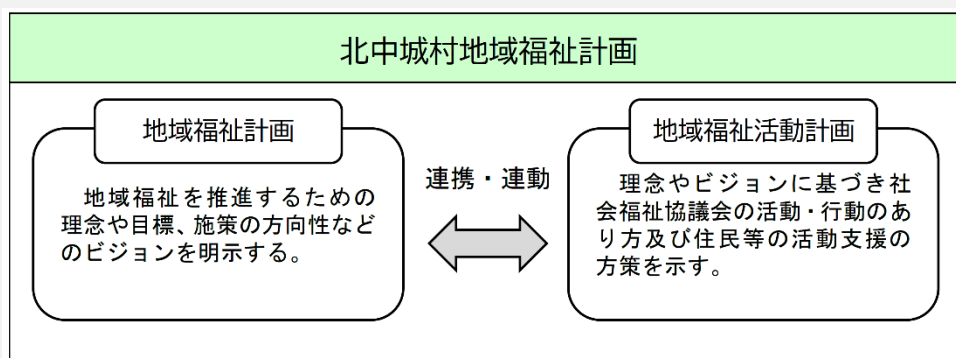
計画策定の趣旨・目的等

わが国では、少子高齢化や核家族化の進展、一人ひとりの価値観や生活様式の多様化など、社会環境の変化により人と人とのつながりが次第に希薄化し、家庭や地域で支えあう力が弱まりつつあり、本村においても同様の傾向がみられます。

また、就業環境や社会環境、新型コロナウイルスの感染拡大などにより、生活様式が大きく変化する中、生活不安の増大、引きこもりやニート、子どもの貧困、ヤングケアラー、ダブルケア、8050 問題など、多様化・複雑化した生活課題を抱えた地域住民や世帯への対応は、これまでの公的福祉サービスでは十分に対応できない課題として顕在化していることから、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、生きがいを持って暮らすことができる地域づくりが重要となっており、公的な福祉サービスを基本としながら地域において助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制づくりが必要となっています。

今回は、第四次計画までの取り組みを活かしつつ、更なる地域福祉活動の推進に向けて、行政計画である「地域福祉計画」と行政のビジョンを踏まえ、住民等の活動・行動のあり方及び活動支援の方策を示す社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に整理し、地域共生社会の実現に向けて地域福祉活動をより一層推進していくことを目的としています。

地域福祉計画「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定

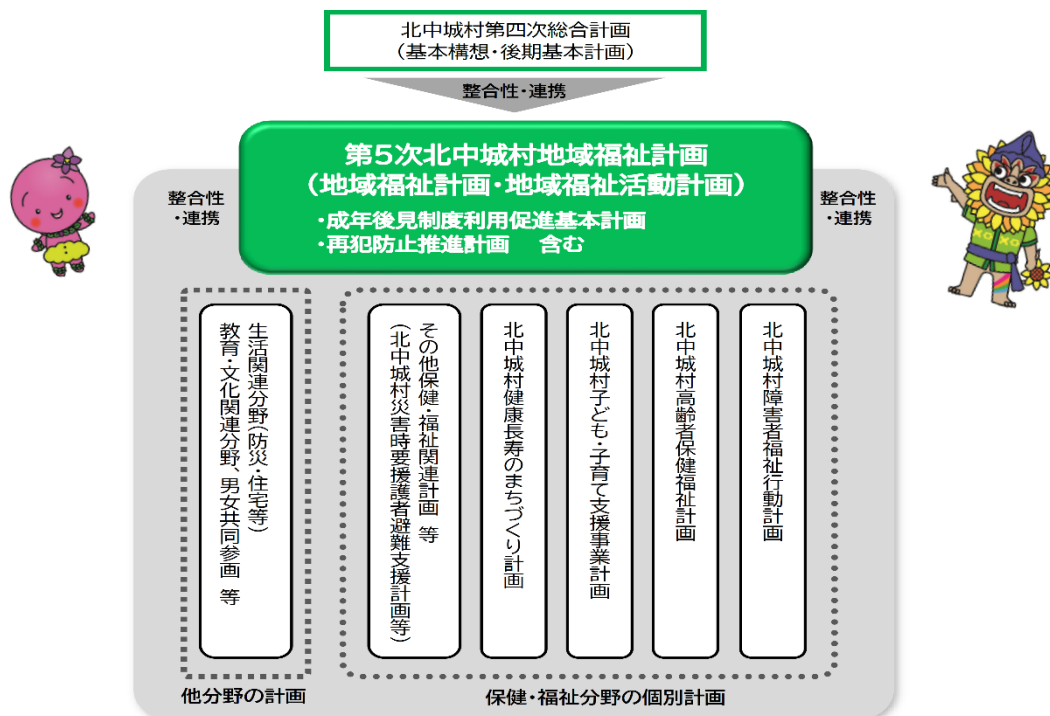


- 「地域福祉計画」は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための行政計画であり、住民参加によって策定する計画です。
- 「地域福祉活動計画」は、社協が呼びかけて、地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として、相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

計画の位置づけ

本計画は、「北中城村第四次総合計画」を上位計画とし、総合計画における基本構想に即した、地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示す個別計画です。

本計画は、高齢者、障がい者、子ども・子育て支援、健康づくり及びその他関連する個別計画の施策を、円滑かつ効果的に推進していくための共通基盤の整備や福祉サービスの質的向上、公私協働のシステムづくりなど、福祉の統合化を目指す計画です。そのため、これらの計画と連携を図り、整合性を保ちます。



計画の期間

本計画の期間は、令和5年度を初年度とし令和10年度を目標年度とする6年間の計画(国の指針では、地域福祉計画の計画期間は概ね5年とされていますが、本村の他の福祉関連計画との調整を図るため)とします。また、必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
計画名							
北中城村総合計画	基本構想 H27～R6年度 後期基本計画 R2～6年度			次期計画			
北中城村地域福祉計画	第5次計画 R5年～10年度						次期計画 R11～
高齢者保健福祉計画	現計画 R3～5年度		次期計画 R6～8年度		次期計画 R9～11年度		
子ども・子育て支援事業計画	現計画 R2～6年度			次期計画 R7～11年度			
障害者福祉行動計画	現計画 H30～R5年度		次期計画 R6～11年度				
障害福祉計画	現計画 R3～5年度		次期計画 R6～8年度		次期計画 R9～11年度		

第5次計画策定に向けた課題

本村の地域福祉を取り巻く現状、村民アンケート、関係団体からの意見聴取、住民ワークショップなどを踏まえ、計画課題として、以下のように整理しました。

■地域のつながりの強化

本村においては、地域の清掃活動や見守り活動など地域活動が盛んな地域も多く、地域のつながりが維持されている状況もみられますが、一方で参加者の固定化及び高齢化、新規や若い世代の参加が少ない状況もみられます。

また、小学校区別住民ワークショップにおいても、地域の課題として「地域のつながりが少し薄れてきている」「5年後、10年後は現状の自治会や地域活動が維持できているか不安」という意見もあるなど、地域を中心とした地域福祉活動を推進していく上で「地域のつながりの再構築(強化)」が必要な時期にきています。

加えて、ライカム地区は、まだ新しい地域で「自治会」などの組織も設立されていない状況にあるなど、これからライカム地区ならではの「地域のつながり」の構築の方法について地域住民をはじめ、行政、関係機関と連携して模索していくことが必要となっています。

■地域の担い手及び地域福祉に関わる人材の確保・育成

本村においては、人口に占める高齢化率(人口に占める65歳以上割合)が24.1%で沖縄県平均を上回っている(要介護認定率は横ばい)のをはじめ、独居高齢者の増加、障害者手帳所持者の増加など、今後も支援を必要とする人が増加することが想定されます。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大などにより生活様式や社会動向が変化していることから、複雑化・多様化してきている福祉課題に対応など地域福祉活動のさらなる充実が求められています。

そのためには、自治会における役員の担い手不足をはじめ、地域福祉推進に関わる民生委員・児童委員、関係団体や関係機関、事業所等の各専門職員、行政及び社会福祉協議会の専門職員などの人材の確保・育成が課題となっています。

■見守り・支え合いの維持・強化(重層的支援体制整備に向けた準備)

本村では、清掃活動をはじめ、見守り・支え合いの活動など、様々な取り組みが推進されている地域もありますが、アンケートやワークショップ等において、地域活動の参加者の高齢化や固定化が懸念されており、今後の活動の維持・強化が必要な状況がみられます。

また、アンケート調査において、地域福祉の充実を図るために必要な取り組みで「住民が気軽に立ち寄り、利用できる地域の福祉活動の拠点づくり」「身近で確かな相談がうけられること」が上位となっているなど、気軽に立ち寄れる居場所や地域福祉活動の拠点を中心に地域における見守り・支え合いによる安心して暮らしていける環境づくりへのニーズが高いことが伺えます。

本村においては、自治会や関係機関・団体とのつながりをはじめ、農福連携や買い物・病院受診への移動支援に取り組む事業所など、様々な地域資源があることから、これらの地域資源を活かした、見守り・支え合いの体制強化や第四次計画で取り組みができなかった自治会を中心とした「地域支え合い推進会(仮称)」の設立が必要となっています。

なお、今後も増加が予想される複合的な課題へ対応するためには、福祉・保健・医療、就労、教育、住まいなど各分野で横断的に取り組むことができる包括的な支援体制づくり(重層的支援体制整備事業)に向けた準備を進める必要があります。

基本理念

地域福祉をすすめるためには、これまでの計画で位置付けた地域福祉の基盤や福祉活動の広がりをさらに充実させ、地域に住む村民同士のつながりを深めながら、地域が一体となった取り組みを推進することが求められます。

このため、本計画においては、第四次計画で掲げた基本理念を引き継ぎつつ、その考え方の深化を目指し、各施策を推進することとし、以下を本計画の基本理念とします。



地域の絆を深め 結いの心で支える きたなかぐすく



基本目標

5次計画の基本目標は、地域福祉を推進するための重要な要素である「人、組織体制」「支え合う仕組みづくり」「安全・安心の地域づくり」の3つを柱で構成します。

1 地域福祉を支える人づくり・組織体制づくり

地域の福祉力を維持・向上させるため、さまざまな機会をとおして福祉や防災に関する意識啓発を図るとともに、地域活動に関わる人材・組織の育成・充実を図り、地域における災害時の支援体制および日常生活における見守り体制づくりを目指します。

2 支え合うための仕組みづくり

本村に住む誰もが安心して、その人らしく自立した生活を送るためには、地域などで支え合う仕組みが重要となります。

村民の日常生活で生じるさまざまな課題に対する身近な相談などの「地域における支え合い」や関係機関が連携する「包括的な支援体制」の構築に取り組み、困難を抱えた人への対応の充実を図ります。

3 安全・安心の地域づくり

誰もが年齢や障がい、経済状況にかかわらず、住み慣れた地域や家庭で、生涯をとおして安心して暮らしていくために、権利擁護の取り組み及び虐待対策を行っていきます。また、公共施設等のバリアフリーを推進するとともに、交通弱者対策に取り組みます。

施策の体系

本計画では「地域の絆を深め 結いの心で支える きたなかぐすく」の基本理念に基づき、3つの基本目標の達成に向けて以下の基本施策に取り組んでいきます。

基本理念	基本目標	基本施策
地域の絆を深め 結いの心で支える きたなかぐすく	基本目標1 地域福祉を支える人づくり、組織体制づくり	1. 地域福祉意識の醸成と人権教育の推進 (1)人権教育、福祉教育の推進 (2)地域活動をけん引する担い手の確保・養成
		2. 地域活動に参加しやすい環境づくり (1)地域活動へ参加するためのきっかけづくり (2)ボランティア活動の充実 (3)自治会の活性化・加入促進
		3. 住民同士がつながる機会づくり (1)地域における交流機会への支援 (2)多様な居場所づくりの推進 (3)コミュニティソーシャルワーク事業の推進
	基本目標2 支え合うための仕組みづくり	1. 地域の支え合い活動の充実 (1)小地域福祉活動(地域独自の活動)の推進 (2)企業活動と連携した支え合いの仕組みづくり (3)民生委員・児童委員の確保及び活動の推進
		2. 包括的支援体制の構築 (1)包括的相談支援体制の構築 (2)重層的支援体制整備に向けた取り組み (3)必要な人に届く情報提供体制の充実
		3. 困難を抱えた人への対応の充実 (1)生活困窮者等に対する自立支援 (2)子どもの貧困対策の推進 (3)ひとり親世帯への支援 (4)再犯防止施策の推進(北中城村再犯防止推進計画)
	基本目標3 安全・安心の地域づくり	1. 住みよい地域環境の充実 (1)バリアフリーの推進 (2)移動手段の創出・支援
		2. 防犯・防災対策の充実 (1)犯罪が起こりにくい地域づくり (2)配慮が必要な方への支援の充実 (3)災害に強いむらづくりの推進
		3. 権利擁護の推進 (1)虐待防止及びDV等防止施策の推進 (2)成年後見制度の利用促進

計画の成果指標

本計画において、各種施策を実施したことによる効果を測る成果指標を以下のように設定します。

基本目標1:地域福祉を支える人づくり、組織体制づくり

基本施策:「地域福祉意識の醸成と人権教育の推進」「地域活動に参加しやすい環境づくり」「住民同士がつながる機会づくり」の取り組みを推進した成果をはかる指標

指標名	現状	目標
		令和10年度
地域活動への参加状況「ほとんど参加していない」と回答した方の割合	64.9%	減少
コミュニティソーシャルワーカーの配置	0人	配置

基本目標2:支え合うための仕組みづくり

基本施策:「地域の支え合い活動の充実」「包括的支援体制の構築」「困難を抱えた人への対応の充実」の取り組みを展開した成果をはかる指標

指標名	現状	目標
		令和10年度
定期的に勉強会や会議など運営が行われている第2層協議体の数	未設置	2圏域
(仮称)地域支え合い推進会を組織化した自治会数	0自治会	8自治会
安心して子育てできる環境について「良い方だと思う」と回答した方の割合	35.9%	増加
高齢者が安心して自分らしくいきいきと暮らせる環境について「良い方だと思う」と回答した方の割合	33.4%	増加

基本目標3:安全・安心の地域づくり

基本施策:「住みよい地域環境の充実」「防犯・防災対策の充実」「権利擁護の推進」の取り組みを推進した成果をはかる指標

指標名	現状	目標
		令和10年度
各自治会での自主防災組織の立ち上げ	7自治会	9自治会
村に権利擁護相談窓口があることについて「知っている」と回答した方の割合	16.2%	増加

村民や自治会などに期待する活動

基本目標1:地域福祉を支える人づくり、組織体制づくり ～私たちにできること～

- 行政や社会福祉協議会からの福祉情報を確認するとともに、講演会などに参加するようにしましょう。
- 地域の活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 地域で行われる交流の場に参加してみましょう。
- 関係団体等と連携して、自治公民館の活用の充実をはじめ、多様な年代の住民が交流できる機会をつくってみましょう。
- ボランティア団体等の活動の充実につながるよう、地域住民への情報提供や活動へ協力するようにしましょう。
- 地域活動について、地域住民に積極的に情報提供・周知を行いましょう。
- 自治公民館が、地域住民が気軽に集まれる場となるよう取り組んでみましょう。
- 地域において日常的な見守り・支え合いの活動に取り組みましょう。

基本目標2:支え合うための仕組みづくり ～私たちにできること～

- 地域で取り組む支え合い活動等に参加するようにしましょう。
- (仮称)地域支え合い推進会の設立に向けて、協議していきましょう。
- 地域の民生委員・児童委員の活動に協力しましょう。
- 地域住民から相談を受けた場合には、行政や支援機関につなげるようにしましょう。
- 多機関、多様な支援を行えるよう、住民や自治会だけでなく、地域の事業者や団体も行政や社会福祉協議会の取り組みに協力しましょう。
- 行政や社会福祉協議会からの広報誌などの情報を確認するようにしましょう。
- 気になる子がいる場合は、相談窓口や関係機関につなぐようにしましょう。
- 自身の周りに困っている家庭がある場合には、相談窓口を紹介しましょう。
- 行政や社会福祉協議会の広報誌やホームページで提供される「再犯防止・更生保護」に関する情報を確認し、その内容を理解するようにしましょう。

基本目標3:安全・安心の地域づくり ～私たちにできること～

- 犯罪に巻き込まれないための知識や意識を高めるようにしましょう。
- 犯罪を目撃したり、怪しいと感じた場合には、警察など関係機関に連絡・相談するようにしましょう。
- 関係機関や団体と連携し、防犯パトロールなどの活動に取り組みましょう。
- 地域の危険箇所や避難所を確認しましょう。
- 防災訓練に参加しましょう。
- 地域での避難行動要支援者の避難支援体制の構築に協力しましょう。
- 被害にあった場合には、相談窓口に連絡するようにしましょう。
- 地域において、虐待などが疑われる事例を発見した場合は、関係機関にただちに通報しましょう。

【概要版】

第5次北中城村地域福祉計画 ＜地域福祉計画・地域福祉活動計画＞ (令和5年5月)

発 行：北中城村役場 福祉課

〒901-2392 沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 426 番地 2 T E L：098-935-2233